

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

**みんなで支え合いながら、
自分らしく健康に暮らし続けられるまち
～あいとぴあ狛江～**

狛江市においても市民の4人に1人が高齢者という本格的な超高齢社会を迎えました。また、今後5年間で、いわゆる団塊の世代の方が全員後期高齢者に移行するため、今後5年間は高齢者全体の増加率よりも、後期高齢者の増加率の方が大きいため、要支援・要介護認定者数は現在よりも更に増加することが予測されます。

そのような中、高齢者がいつまでも健康で自分らしく暮らし続けられること、介護や医療が必要でも住み慣れた地域で心豊かに暮らし続けることは、誰しもが共通する願いです。

こうした願いを実現するため、医療、介護、住まい、介護予防及び生活支援のサービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステム（図3-27）を推進する必要があります。

また、今後高齢化が一層進む中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会（福祉の「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる市民・団体・事業者が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと連携・協働して助け合うことが必要であり、このような取組みを通じて、全ての市民が生涯にわたり個人として人間性が尊重され、生きがいをもち、支え合って、ともに生きる豊かな福祉社会をいいます。）の実現に向けた中核的な基盤になりうるものです。

これまで、介護保険制度においても、地域包括ケアシステムを推進する観点から、共生型サービスの創設のほか、生活支援や介護予防、認知症施策などの地域づくりに関係する取組みを進めてきましたが、今後は包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、狛江らしい地域包括ケアシステムの深化の推進及び地域共生社会の実現を図っていくことが必要です。

狛江市が目指す「あいとぴあ」は、市民のであい・ふれあい・ささえあいによるまちづくりを表現した言葉であり、市が進めている地域共生社会の実現や地域包括ケアシステムが目指す姿とも重なり合うものでもあります。

この「あいとぴあ」の実現に向けて、「みんなで支え合いながら、自分らしく健康に暮らし続けられるまち」を基本理念として高齢者保健福祉施策を推進します。

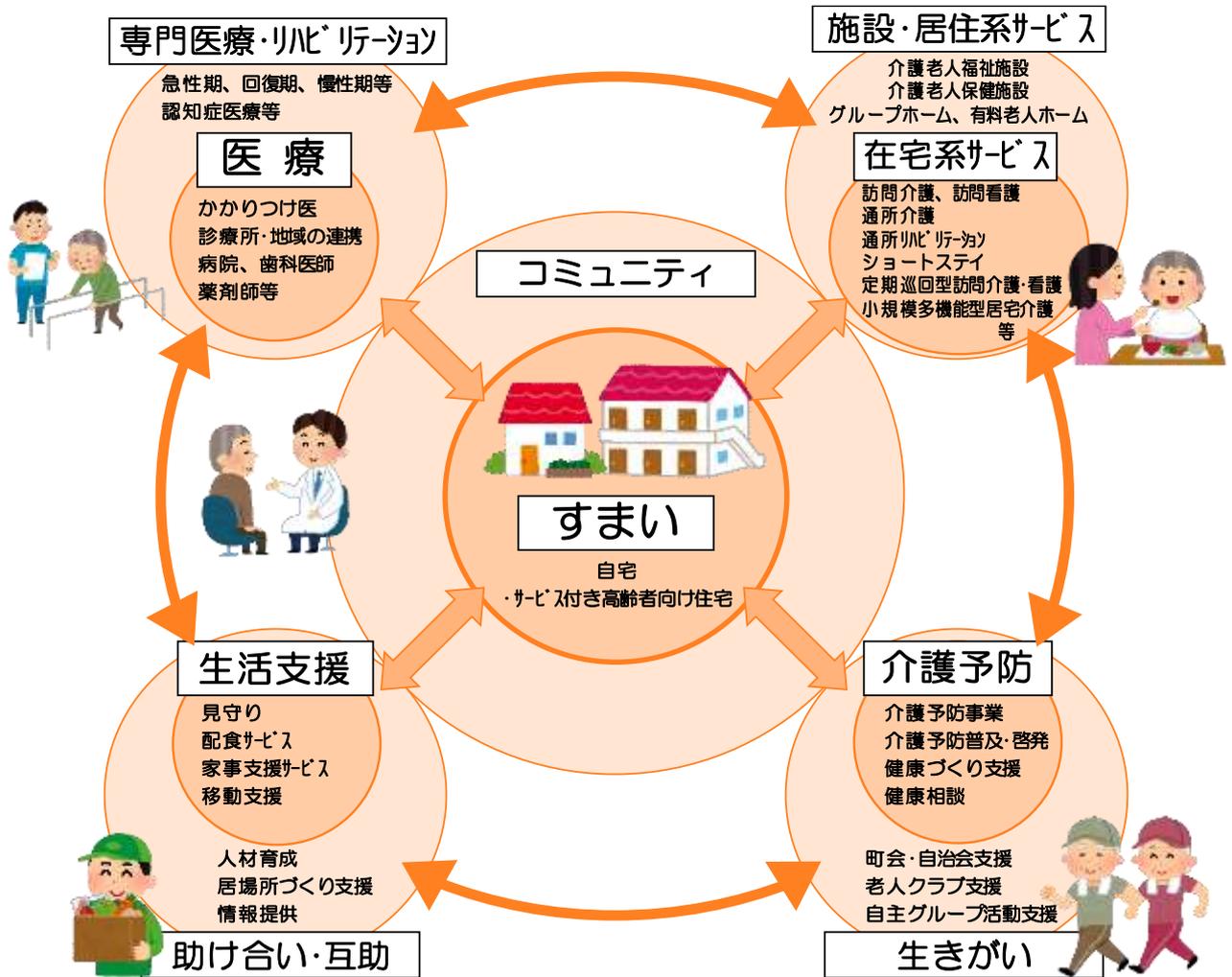
「あいとぴあ」とは
 であい・ふれあい・ささえあいの“あい”と
 “ユートピア”から作られた合成語です。

これまで、高齢者の自立と尊厳を支えるケアを実現するため、令和7（2025）年までに、各地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築することを目標として、介護給付等対象サービスの充実を図るとともに、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策や生活支援サービスの充実等地域包括ケアシステムの構築に向けた方策に取り組んできました。

今後、令和22（2040）年には、総人口・現役世代人口が減少する中で、全国的には高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上の人口が急速に増加することが見込まれます。狛江市においては、85歳以上の人口の増加は見込まれないものの、75歳以上人口の増加が見込まれるとともに、介護サービスの利用者の増加も見込まれます。

このため、令和7（2025）年までに地域包括ケアシステムを段階的に構築するとともに、令和22（2040）年を見据えた介護サービス基盤を計画的に整備する必要があります。

図3-27 地域包括ケアシステムの姿



第2節 基本目標

施策体系全体に共通する普遍的なものとして、介護予防・フレイル²⁷予防の実現のための「場」としての地域資源づくり、「機会」としての生きがいづくり、「人」とのつながりづくりの3つの「づくり」を通じて、身体的、精神的に何らかの活動をし続けることができるような環境整備が必要となります。

また、施策展開に遅れが生じているものとして、高齢者保健福祉計画にありながら、介護予防・フレイル予防ともに高齢者になってから実施するのでは手遅れとなってしまいうため、高齢者になる前から始める予防策が重要となります。その上で介護予防・フレイル予防としての施策は、公共政策としてだけでは機能せず、それを支える市民社会全体の理解と支持があってこそ成り立ち得るものですので、施策に対する障壁を可能な限り下げる施策が必要となります。

さらに、現行の事業展開において障害となっているものとして、現在多くの会議体が介護予防・フレイル予防、更には認知症事業、在宅療養事業を展開する上で設置されていますが、各会議体において検討された成果は、現在の施策体系の下では施策として集約することができる十分な体制がなく、活用しきれいていません。このため、現行会議体を再編し、各会議体における検討成果が施策として集約できる仕組みづくりは、詳細な施策展開に先立ち解決しなければならない課題です。

以上の課題認識から「みんなで支え合いながら、自分らしく健康に暮らしつづけられるまち～あいとびあ泊江～」の実現に向けて、次の8つの基本目標を設定し、3年間の計画により事業を推進します。

基本目標1：地域資源の育成

基本目標2：社会参加と地域貢献による生きがいづくり

基本目標3：健康づくりと介護予防の一体的実施

基本目標4：日常生活支援の充実

基本目標5：見守りの体制整備

基本目標6：認知症バリアフリー社会を創る

基本目標7：介護保険制度の円滑な運営

基本目標8：在宅医療と介護の連携

²⁷ Frailty が語源となっており、「虚弱」や「老衰」、「脆弱」などを意味する。厚生労働省研究班の報告書では「加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像」とされており、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間を意味する。

以上の基本目標は、医療、介護、住まい、介護予防及び生活支援のサービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムと関連する目標です。

狛江市では、“団塊の世代”が全て75歳以上になる令和7（2025）年に向けて地域包括ケアシステムの構築を推進いたします。

狛江市が目指す令和7（2025）年の地域包括ケアシステムの将来像は、次のとおりです。

- (1) 高齢者が自らの意思で、積極的に健康づくり及び介護予防に取り組み、助け合いながら日常生活を営んでいる - **自立支援、介護予防、重度化防止及び日常生活支援**
- (2) 高齢者が要介護状態又は認知症になっても、医療と介護が連携し、専門的ケアが受けられ、希望する場所で暮らし続けることができる - **在宅生活の継続及び医療と介護の連携**
(図3-28)
- (3) 地域生活に必要な生活支援、介護、医療等を支える多様な専門的人材及び地域人材が育成され、地域に定着している - **人材の育成及び確保**
- (4) 将来にわたり介護保険制度が適正に計画され、円滑に運営されている - **保険者機能の強化**

このような狛江市が目指す地域包括ケアシステムの将来像を実現するため、包括的な相談支援体制の再構築を行い、高齢者施策とその他の課題、例えば、介護と育児のダブルケア、80歳代の親と50歳代の子どもの組み合わせによる生活課題（いわゆる「8050問題」）等複雑化・複合化した課題にも積極的に対応できるよう、地域包括支援センターの体制充実を図ります。

また、地域包括支援センターの地域ケア会議²⁸等における検討を通じて地域生活課題を抽出し、解決に結び付けるための施策と地域連携を進めていきます。加えて、生活支援コーディネーターを中心とした生活支援体制整備協議体の活動を通じた地域資源の発掘、開発及びマッチングや関係機関とのネットワーク強化等の仕組みづくりにより解決のための施策を補完します。

さらに、地域包括ケアシステムの将来像の実現に向けて介護保険制度の円滑な運営を進め、自立支援、介護予防、重度化防止の取組み、医療と介護の連携の推進、認知症の人とその家族が安心して暮らせる地域づくり、権利擁護の推進と高齢者虐待の防止、介護離職の防止、住まいと介護基盤の充実等に努めます。

特に、高齢者の健康寿命の延伸に向けて、健康づくり、介護予防及び疾病予防の取組みとして、高齢者自身による心身の健康維持や健康増進につながる社会参加の仕組みを充実させるとともに、多世代・多機能型交流拠点づくりと高齢者の地域貢献活動に対する役割分担を果たすことができるように、ボランティア活動や活動団体・グループ等の立上げを支援します。

また、安否確認ネットワークの構築並びに地域組織及び福祉関係団体と連携した災害時の支援体制の充実等により小地域での見守りと支え合いを進めるとともに、多様な主体による生活支援サービスを基礎として、住民が買い物、調理、掃除等の家事支援の主体となる仕組みづくりを拡充します。

²⁸ 高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保持し、その人らしい生活を送ることができるよう、質の高いケアマネジメントの実現による高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を進めていく会議体をいう。

なお、不確定要素が高いですが、万が一計画期間中における新型コロナウイルス感染症の拡大が継続し、本計画に掲げる各個別の事業施策の展開が困難となった場合は、感染症拡大防止措置を行ったうえで、予定どおりの事業施策の展開ができるよう努めるものとしします。また、新型コロナウイルス感染症の流行に対応した施策の展開に当たっては、感染症から利用者を守るだけでなく、感染症による社会への影響から利用者の生活やサービス提供体制の継続を守る視点も考慮しながら、必要に応じ柔軟に対応していきます。

図3-28 医療と介護の連携体制の将来イメージ（国資料より作成）

